

別居誓約書
(送金証明書)カヤバ健康保険組合
理事長 殿

私は、別居認定対象者について、主たる生活費を負担していることを申告致します。
仕送り方法については、銀行等金融機関からの振込とし、証明書(直近3か月の金融機関の振込明細等)を本申請書に添付して提出します。

なお、健康保険証の更新や、扶養家族確認調書(検認)で、健康保険組合から指示があった場合には過去に遡り、金融機関の振込明細等、公的第三者によって証明できる書類にて提出致します。

提出に応じられない場合は、被扶養者の資格を取り消されても申し立ては致しません。

また、抹消事由に該当する日以後に医療機関を受診していた場合は、速やかに該当医療費を返納することを誓約致します。

令和 年 月 日

誓約者(被保険者)

申請の被扶養者氏名

申請の被扶養者氏名

【健康保険以外の目的には使用しません】

必ず下記をご確認の上、申請ください

被保険者と被扶養者が離れて生活している場合、被保険者からの仕送りによって生活が維持されていることが、被扶養者の資格を維持する条件となります。

① 別居者の収入以上の金額を送金している

別居者の収入(給与収入・年金収入・不動産収入など生活費に充当できるものすべてが対象です。課税非課税は問いません)以上の仕送りが被保険者からされて、その仕送りにより主として生計が維持されている必要があります。

※別居世帯に複数の被扶養者がいる場合は、世帯に合算して送金されている事実確認ができれば問題ありません。

② 仕送りは定期的に行っている

仕送りは「生活に要する費用」ということを踏まえ、原則として毎月行っていることが条件となります。

※ただし、年金支給が2ヵ月に一度、恩給支給が3ヵ月に1度であることから、諸事情により毎月は困難であるという方に限り2~3ヵ月毎の仕送りでも問題ありません。4ヵ月以上の期間を空けての仕送りは認められません。

③ 公的な仕送りの証明書を保管している

仕送りは「現金」による「公的第三者によって証明できる方法での仕送り」しか認められておりません。

その証明として、公的第三者によって発行されている書類を必ず保管してください。

※書類が提出できない場合は、仕送りがされていないとみなされます。

◆ 注意 ◆

同じマンションの隣室、敷地内別居等、住民票の表記が別の場合は『別居』となります。